

農業担い手指導員を募集します

- 市は、担い手指導員を次のとおり募集します。
- 募集職種 農業担い手指導員
 - 業務内容 農業者(担い手)の育成・確保および経営改善指導・助言・事業導入などの支援に関する業務、集落営農組織育成指導などに関する業務、新規就農者の育成に関する業務、農地利用集積に関する業務、認定農業者などの組織活動の支援に関する業務
 - 応募資格
 - ▷ 4月1日現在、18歳以上で健康な人。
 - ▷ 普通自動車免許を保有し、パソコン(ワード・エクセル)を使えること。
 - ※実務経験者(営農指導などの経験者)優遇
 - 募集人員 3人

- 雇用形態 市の非常勤職員
 - 雇用期間など 雇用期間1年以内で、1週間の勤務日数は4日です。
 - 選考 3月3日(水)午前9時から、市役所3階中会議室で面接による選考を行います。
 - 報酬 168,700円(別途通勤手当を支給します)
 - 応募方法 市販の履歴書または市農業振興支援センターで配付する履歴書に必要事項を記入し、市農業振興支援センターへ提出ください。
 - 応募期限 3月1日(月)(郵送の場合、当日の消印有効)
- 詳しくは、市農業振興支援センター(☎76-2111、内線1600)まで。

市設置・管理型浄化槽

22年度の設置希望者を募集します

汚水処理をしていない家庭では、生活雑排水をそのまま水路などへ放流しており、悪臭やハエ・蚊の発生、さらには農作物への悪影響も懸念され、水質汚濁の大きな原因となっています。

市は、このような水質汚濁を防止するため、浄化槽の設置を推進しています。22年度分の市設置・管理型浄化槽の希望者を次のとおり募集します。

- 対象地域 公共下水道事業区域、特定環境保全公共下水道区域、農業集落排水事業区域、そのほか集合浄化槽区域を除く八幡平市全域(一部該当にならない区域がありますので、問い合わせください)
- 申込方法 松尾総合支所2階建設部下水道課に備え付けの申請書に必要事項を記入し、図面など必要書類を添付して提出してください。
- 申込期限
 - ▷ 第1次募集 3月23日(火)まで(予定工期7月～10月)
 - ▷ 第2次募集 4月28日(水)まで(予定工期8月～11月)

※工期については、あくまで予定です。申し込み件数などにより変わります。また、申請の前に用意していただく書類や、手続きなどがありますので、期

限にかかわらず早めに問い合わせください。なお、設置予定基数に達した時点で締め切りますので、ご了承ください。

■市設置・管理型浄化槽とは 市が、浄化槽本体を設置し、その後の維持管理を行います。ただし、浄化槽本体以外の宅内排水設備工事や流入管・放流管工事は個人が行うことになります。

また、設置した人には、分担金と毎月の浄化槽使用料を納めていただきます。



浄化槽を設置して、水環境を守りましょう

詳しくは、市建設部下水道課(☎74-2111、内線2233)まで。

小規模工事等契約希望者を募集します

- 市は、入札参加資格を持たない事業者を対象に、市が発注する小規模な工事や修繕(軽易な内容で、契約金額130万円以内の指名競争入札以外のもの)を希望する登録事業者を募集します。
- 登録の条件 市内に本社・本店または住所(住民登録)がある事業者。ただし、次のいずれかに該当する場合は登録できません。
 - ①市税を滞納している。
 - ②市営建設工事等請負資格者名簿に登載されていない。
 - ③希望する登録業種に必要な資格、免許などがない。
 - 登録できる業種 建設業法で定める業種(表を参照)のうち3業種まで。八幡平市指定給水装置工事事業者、八幡平市排水設備指定工事店の指定を受けている場合は、該当する業種の登録は必要ありません。
 - 登録名簿への登載 申請した事業者は、内容を確認

- してから名簿に登載されます。市が小規模工事などを発注する場合、見積依頼業者の選定対象になります。ただし、見積もりの依頼や契約を約束するものではありません。
- 登録申請の提出書類 登録は随時受け付けます。①登録申請書②市税の納税証明書③登録希望業種の資格証の写しを提出してください。
 - ※申請書は市企画総務部財政課で配布するほか、市ホームページに掲載しています。
 - 登録有効期間 24年3月末まで(2年更新)
 - 履行の原則 請け負った工事などは、自ら履行することが原則です。一括下請負(丸投げ)は認めません。登録する業種は、自ら履行できる業種を選んでください。
- 詳しくは、市企画総務部財政課(☎76-2111、内線1236)まで。

登録の対象になる建設業法で定める業種			
土木一式工事	電気工事	板金工事	電気通信工事
建築一式工事	管工事	ガラス工事	造園工事
大工工事	タイル・れんが・ブロック工事	塗装工事	削井(さくせい)工事
左官工事	鋼構造物工事	防水工事	建具工事
鳶(とび)・土工・コンクリート工事	鉄筋工事	内装仕上工事	水道施設工事
石工事	舗装(ほそう)工事	機械器具設置工事	消防施設工事
屋根工事	浚渫(しゅんせつ)工事	熱絶縁工事	清掃施設工事

市教育委員会の奨学金制度

学生の皆さんを応援します

- 市教育委員会は、高等学校などに通う学生の皆さんに奨学金の貸し付けを行います。
- 対象 市内に住所がある人の子弟で、高等学校や大学、各種学校などに在学している人(所得制限と貸し付け人数の枠があります)
 - 貸付金額
 - ▷ 高校・各種学校 → 月額20,000円以内
 - ▷ 大学・短期大学 → 月額30,000円以内
 - 貸し付けの条件 無利子
 - ※学校卒業後1年間の償還を据え置き、その後8年以内で月賦償還していただきます。
 - 必要書類
 - ①申請書(市内に住所がある2人の保証人が

- 必要)
 - ②家族調書
 - ③本人の住民票
 - ④在学証明書
 - ⑤学業成績表
- ※申請書と家族調書は、市教育委員会事務局学校教育課(松尾総合支所2階)、各総合支所地域振興課に備え付けています。
- 申請期間 随時
- ※4月分から貸し付けを希望する人は、3月31日(水)までに申請してください。
- 申請方法など詳しくは、市教育委員会事務局学校教育課(☎74-2111、内線2312・2314)まで。